

## 田辺市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における身体障害者（身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第4条に規定する身体障害者をいう。)の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、日常生活の支援及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)を行うものとする。

### (事業の委託)

第3条 市長は、事業の運営(第7条に規定する利用決定を除く。)について、これを適切に実施することができるかと認められる事業者に委託するものとする。

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護サービスとする。

### (利用対象者)

第5条 事業の利用の対象となる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市において記録されている者(以下「市民」という。)である身体障害者であって、次の各号に該当するものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の給付対象者を除くものとする。

- (1) 事業の利用を図らなければ入浴が困難であると市長が認めた者。
- (2) 医師が入浴可能と認めた者。

### (利用申請)

第6条 利用対象者又はその家族(以下「利用対象者等」という。)は、事業を利用しようとするときは、利用申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めたときには、医師の診断書を提出させることができる。

### (利用決定等)

第7条 市長は、前条の規定による利用申請を受理したときは、速やかに、第5条に規定する利用対象者の要件及び事業の利用の必要性を検討し、その可否、1月に利用可能な回数、利用決定期間及び第9条第1項に規定する利用者負担を決定し、利用対象者等に通知しなければならない。

### (利用の中止又は取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 伝染性疾患を有するとき。
- (3) 疾患等により、医療機関において入院又は治療を要するとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により中止又は取消しを決定したときは、利用者に通知するものとする。

(利用者負担)

第9条 利用対象者は、事業を利用したときは、事業に要した費用として市長が別に定める額（以下「費用額」という。）の1割に相当する額（その額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する額(以下「負担上限月額」という。))を超えるときにはその負担上限額)を利用者負担として、事業者に支払わなければならない。

(委託料)

第10条 市長は、第3条の規定によりこの事業を受託した者(以下「受託者」という。)に対し、費用額から前条に規定する利用者負担を差し引いた額を委託料として支払うものとする。ただし、市長が、利用対象者の属する世帯が障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第32条に規定する特別の事情があると認めるときには、その利用者に係る委託料については、利用者負担に相当する額の一部又は全部を含めて支払うものとする。

(報告)

第11条 受託者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、この事業の経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるとともに、毎月の提供した事業の利用回数等を記録の上、その結果を翌月10日までに市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、市から譲り受けた住民に関する情報及び書類並びにサービスの実施に当たり知り得た情報及び作成した書類は、厳重な管理を持って保管し、市長の許可なしに関係者以外に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。